

団体代表者様
財形事務担当者様

日本生命保険相互会社 財形管理課
〒541-8501
大阪市中央区今橋3-5-12
電話番号 0120-981-818
受付時間 月～金曜日9:00～17:00
(祝日、12/31～1/3を除く)



社会保障・税番号（個人番号）制度本格施行に伴う 財形保険事務取扱いの変更に関するご連絡

いつも格別のお引立てをいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成28年1月1日から「社会保障・税・災害対策」の分野で、効率性・透明性を高め、国民にとって利便性をよくすることを目的として導入される、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、番号法といいます。）が全面施行され社会保障・税番号（個人番号）制度がスタートします。

全面施行に先立って、団体様における注意事項を、以下のとおりご連絡申し上げます。番号法・ガイドライン・Q&A※の内容は、**特定個人情報保護委員会のホームページ** (<http://www.ppc.go.jp/>) でご確認くださいませようお願いいたします。

今後ともご愛顧のほどよろしくお願い申し上げます。

※「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」をガイドライン、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」に関するQ&AをQ&A、「(別添) 特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」を(別添) 安全管理措置と記載しております。
(各々について**特定個人情報保護委員会のホームページ** (<http://www.ppc.go.jp/>) でご確認くださいませ。)

1. 社会保障・税番号（個人番号）とは

- ・住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤です。
- ・平成27年10月以降、市区町村から「通知カード」にて12桁の個人番号が通知され、平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続きで個人番号が必要になります。

2. 財形保険における各種申告書類・事務取扱いの変更点（概要）について

- ① **非課税申告書等の様式が変わります。**（租税特別措置法施行規則第三条の七、第三条の十七、及び別表第三、または官報（平成26年7月9日 号外154号））
 - ・勤労者財産形成促進法および関連法令の規定に基づき、財形非課税貯蓄制度における「非課税申告書」等が改正され、非課税商品である **財形住宅と財形年金** につきまして、**契約申込書・変更申込書・支払請求書等の各種申告書類上に個人番号の記載が義務化** されることになりました。

② **非課税申告書等により従業員様の個人番号取得の際、貴社において利用目的の明示と本人確認が必要となります。**（ガイドライン第4-3-4、第4-6-B-b、Q&AのQ5-6）

- ・非課税申告書等により従業員様から個人番号を取得される場合は、貴社が個人番号関係事務実施者となります。そのため、取得する個人番号の利用目的の明示、および従業員様の本人確認は貴社において行う必要があります。
- ・なお、本人確認については、①番号確認（正しい個人番号であることの確認）と②身元（実在）確認（提供を行う者が番号の正しい持ち主であることの確認）の2つの確認を行うことが番号法上必要となります。

③ **税務関係の支払調書の様式が変わります。**（ガイドライン第3-2-2）

- ・保険会社が保険金や財形年金の解約返戻金等の支払いに際し、税務署に提出している支払調書に、平成28年1月以降の支払分から、従業員様と受取人様の個人番号を記載する必要があります。
- ・この場合、従業員様と受取人様から、保険会社へ直接個人番号を提供いただくこととなりますので、貴社において個人番号を取扱うことはございません。

※保険会社では、保険金等の支払いに伴い、以下の支払調書を作成のうえ、税務署に提出しております。

支払調書	作成要件	例（財形保険の場合）
生命保険契約の一時金の支払調書	100万円超	財形年金の解約
生命保険金・共済金受取人別支払調書	100万円超	財形（貯蓄・年金・住宅）の災害死亡保険金、死亡給付金

3. **事務委託制度を採用されている団体様のご留意点について**

- ・団体様におかれましては、個人番号関係事務の全部又は一部を委託することができます。この場合、委託先において、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない、委託先の適切な選定、安全管理措置に関する委託契約の締結、委託先における特定個人情報の取扱状況の把握について、法令・ガイドラインで定められている内容を踏まえて、ご対応いただきたく存じます。
- ・以下は、特にご留意いただきたい点の一例を記載しておりますので、ガイドライン及びQ&A等をご確認くださいようお願いいたします。

<特にご留意いただきたい事項（一例）>

■ **委託に関する留意点について**

ガイドライン第4-2-1、Q&AのQ3をご確認ください。

■ **安全管理措置に関する留意点について**

ガイドライン第4-2-2、（別添）安全管理措置（事業者編）、Q&AのQ10からQ15をご確認ください。

■ **収集・保管の制限に関する留意点について**

ガイドライン第4-3-3、Q&AのQ6、租税特別措置法施行令第2条の25第6項、同法施行規則第3条の16第4項をご確認ください。

■ **第三者提供の取扱いに関する留意点について**

ガイドライン第4-4をご確認ください。

4. H28年1月1日以降の当社の財形事務手続きにおけるお願い

- ① H28年1月1日以降の当社受付分から新しい「非課税申告書」等での手続きが必要となります。
必ず新しい「非課税申告書」等で提出ください。

・上記2-①を参照ください。

- ② 財形書類は、各団体様もしくはご契約者から、郵送にて当社まで送付くださいますようお願いいたします。

・現在、各団体様を担当させていただいている営業職員は、これまでどおり、財形商品の募集やお客様からのお問合せへのご回答・お手続きのご案内をさせていただきますが、財形書類のお預かりは今後できません。お手数ですが、郵送にて書類をご提出くださいますよう、お願いいたします。

・また、幹事制度を採用している団体様につきましても、個人番号の記載がある財形書類は各金融機関を経由せず、直接当社まで郵送にて書類送付くださいますようお願いいたします。

- ③ 一旦当社に提出いただいた申告書は、原則当社から返却はいたしません。

・団体様と当社間の書類送付回数を極力減らすため、訂正等が発生した場合は申告書を返却するのではなく、当社作成の訂正等手続書類で手続きを依頼いたします。特別の事情がある場合はご相談ください。

- ④ 改訂後の当社帳票は別途送付いたします。お急ぎの場合は、電話番号（0120-981-818）までご連絡ください。

■書類送付先

当社財形書類は必ず以下の送付先に直送ください。

誤送なきよう、今一度送付先をご確認くださいませよう重ねてお願いいたします。

日本生命保険相互会社 財形管理課

〒541-8501

大阪市中央区今橋3-5-12

なお、ご不明な点がございましたら、電話番号（0120-981-818）までお問合せください。